福祉事業特集

いのちとくらしを守る福祉施策

ご存じですか…この制度
みんなの「しあわせ」のために

一九七〇年代は、人間尊重を基盤とした豊かな社会づくりの年であるといわれています。一九六〇年代の経済的繁栄の結果、社会にいろいろのひずみが生じ、社会生活はより複雑なものとなってきました。

〝谷間に灯を〟その谷間が深く複雑なものとすれば、それに対応する福祉の施策もきめこまかい多彩なものとなってきます。ただ、その多くの諸制度が、受け入れられ、活用されなければなにもなりません。そして、まだまだ不じゅう分な諸施策に対して住民のみなさんの建設的なご意見も待たれるところです。

住民の福祉は、住民の参加と相互扶助の立場に立って、市民の深いご理解とご協力が必要であり、効果的な施策はそこから前進するのではないでしょうか。

そこで、国や県、そして市が独自ですすめている福祉の諸施策について、ここにとりまとめてみました。

【注・以下の文中の（福）は「福祉事務所扱い」、（社）は「社会課扱い」です】

こどもたちに

「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」これは児童福祉法のかかげる理念です。

児童福祉の施策は、児童の健全育成施策と要保護施策に大別され、健全育成施策は、

①児童相談所を中心として、福祉事務所、児童委員（民生委員）等の協力のもとに児童の実情の把握、各種の相談、指導。

②児童館、児童遊園などの設置運営。

③こども会、母親クラブ等の助成などがあり、

要保護児童施策は、施設による保護を中心とし、要保護児童の種別に応じて各種の施設が設置されています。

なお、心身障害児は、大人のそれとは区分されて、児童福祉の一環として取扱われています。

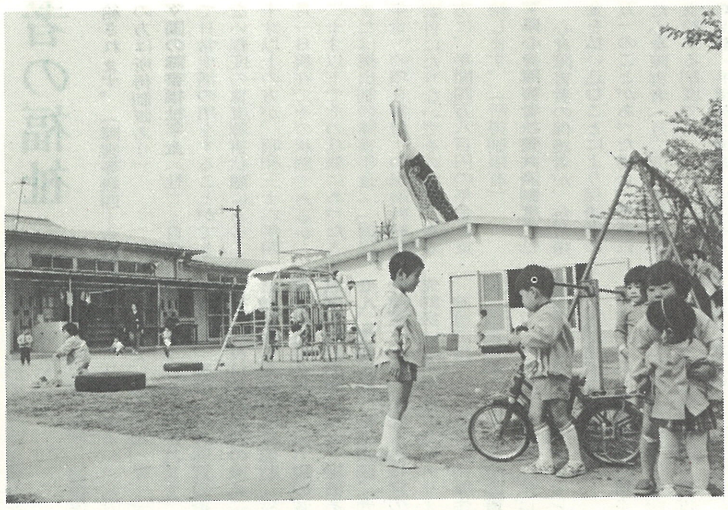

0才児保育をはじめた打出保育所

▼ご相談

保育所、助産施設、母子寮については福祉事務所で、その他問題児童については、福祉事務所、教育委員会が摂丹児童相談所（西宮市青木町3―23電話㉝―四六七〇＝相談、調査、判定、指導を専門的に行なう）で行ないます。

▼市の身体障害児・精神薄弱児年金（社）　市内に一年以上居住し身体障害者手帳の交付を受けているか、重度、中度の精神薄弱と判定された十八未満の児童に、年金が支給されます。

▼市の遺児年金（社）　市内に一年以上居住し両親のいない十八才未満の遺児に対し、年間三万六千円の年金が支給されます。

▼市の児童手当（社）　市内に一年以上居住し十八才未満の児童を四人以上扶養している保護者の方に、四人目の児童から一人につき月額千円の児童手当が支給されます。なお、生活の苦しい保護者の方に対しては、三人目から支給されます。

▼児童扶養手当（社）　義務教育終了前または二十才未満で心身に重い障害のある児童が、父と生活をしていないか、父が障害者でその児童の母、または母にかわってその児童を養育している人に、年間二万四千八百円の年金が支給されます。ただし、国民年金・厚生年金・恩給などの公的年金をうけることができる人には、手当は支給されません。（所得制限有）

▼特別児童扶養手当（社）　身体または精神に重度の障害のある二十才未満の児童を監護する父か母または父母にかわってその児童を養育している人に、手当が支給されます。その他の受給要件・手当額・所得制限等は、児童扶養手当と同じです。

▼出産手当（福）　出産費用の一部助成として、助産施設を利用しなかったときに、前年度の所得税額が九千六百円以下の世帯について、一万円以内の手当を支給しています。

▼里親と保護受託者（福）　家庭環境に恵まれない児童を、家庭に預かって養育する制度ですが、最近は減少の傾向にあります。

▼育成医療の給付（保健所）　肢体不自由、視覚障害、聴覚、平衡機能障害、音声、言語機能障害、内臓（心臓）障害について、治療費の全部または一部の給付があります。ただし、所得によって制限があります。

▼心臓手術費（市衛生総務課）　育成医療対象外に市から補助金が支給されます。

▼療育の給付（保健所）　骨関節結核その他結核の治療費を給付。

▼補装具の給付（福）　身障者に準じて、給付があります。

▼肢体不自由児（者）の育成　肢体不自由児育成委員会が中心になって、からだの不自由なこどもさん（大人も含む）の療育指導が、保健所内で行われています。

その他、心身障害児に対するリクリエーションとして、市や各団体の主催で、キャンプ、水泳大会、クリスマス会などを行っています。

▼保育所（福）　乳幼児（公立では、離乳がすんだお子さんから）が、母親の労働や病気などのため「保育に欠ける」状態にあるときに入所できる施設です。

公立は、

打出保育所　宮川町4―10
大東保育所　大東町16―20

私立は、

はこぶね保育園　上宮川町1―18

▼赤ちゃんホーム（福）　家庭的な雰囲気の中で、0才から3才児までをお預りしている無認可の保育所です。

あゆみ保育園　朝日ケ丘町303
こばと保育園　浜町14―20

▼助産施設（福）　保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由によって入院出産ができないときに、入所して助産が受けられる施設で、市立芦屋病院内にあります

対象は、前年分所得税額が、九千六百円以下の、所得の世帯です。

▼母子寮（福）　伊丹母子寮に、現在一世帯入所しています。

その他の**児童福祉施設**は、からだの不自由な子のために、知恵おくれの子のために、親の愛情に恵まれない子のためにあるいは不幸な子が生まれないためにいろいろな施設があり、芦屋の子らも多数お世話になっています。

精神薄弱児施設（芦屋の三田谷治療教育院など）、**肢体不自由児施設、重度心身障害児施設、虚弱児施設、養護施設、乳児院、養護学校、盲ろう学校**など阪神間に多くあり、また子供専門病院として**県立子供病院**が神戸市須磨区に昨年開設され、芦屋では、**みどり学級**（教育委員会）が肢体不自由児の特殊学級として、設置されています。

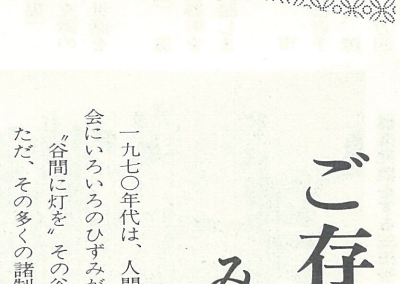

みどり学級の運動会

おとしよりに

最近、老令人口の急増や核家族化の進行、精神的な孤独などによって、老人の生活はますます社会から疎外されています。

「おとしよりにしあわせを」、特に「ご老人に生甲斐を」がこれからの福祉行政の大きな課題となりましょう。

六十五才以上の老人の数は、全国で七百三十万人にのぼり総人口の七%を超えていますが、芦屋市では、現在五千五百人で八%弱になります。また、昨今問題になっているねたきり老人は七十人程度おられます。

▼老人健康診査（福）　毎年秋に六十五才以上の方々に、無料で健康診査を行い、必要に応じて精密診査も行っています。

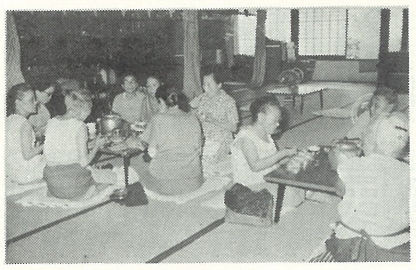

いこいの家でくつろぐおとしよりたち

▼老人家庭奉仕員（福）　体の不自由なおとしよりの身の回りの世話をしたり話し相手となって、おとしよりに喜ばれています。

▼ねたきり老人対策（福）　専門の医師や保健婦さんが訪問して健康診断をしたり、特殊寝台貸与、病室増改築資金の融資あるいは年一回以上の激励慰問が行われております。

▼ねたきり老人見舞金（福）　六ケ月以上ねたきりのご老人に対して、毎月千円の見舞金が贈られます。

▼老人クラブ（福）　六十才以上の各地域の老人が、みずからクラブを結成して、教養・リクリエーション、健康増進などの活動を行っています。市内では三十七クラブ、会員三千人が組織されています。

▼敬老会（福）　毎年秋に、数え年七十才以上の方々をご招待して演芸その他の催し物で、一日を楽しく過していただいています。

▼金婚夫婦お祝い会（福）　毎年金婚を迎えられたご夫婦をご招待してお祝い会を催しています。

▼老人大学・老人学級（福）　〝老人に生甲斐を〟を目的にして、市福祉センター（分庁舎二階）で老人大学を開き、楽しく勉強されています。また、県主催で、加古川市等で老人学級が催されています。

▼高令者無料職業紹介所（福）　西宮市津門川町　西宮福祉会館内

▼映画演劇等優待事業（福）　六十五才以上のおとしよりに対して、県下の映画館、劇場に割引料金で優待しています。

▼インターホーン設置（福）　独居老人とご近所との間に、インターホーンを設置して、不時の場合などの連絡にそなえています。

▼老人医療の無料化（福）　七十五才以上のご老人で、国民年金法による老令福祉年金を受けている方またはこれに準ずる所得の方について、健康保険の自己負担分を市が代って負担して、無料で医療がうけられる制度です。

▼老人性白内障手術費の支給（福）　「しろそこひ」のため、目の不自由な低所得家庭のご老人に開眼手術費の全額を補助します。

▼市の敬老年金（社）　市内に一年以上居住する満七十五才以上の方に、三千円、五千円の年金が支給されます。

▼国の老令福祉年金（社）　満七十才以上で他に年金・恩給を受給していない方に、年間二万七千六百円の年金が支給されます。（所得制限有）

▼県民褒老金（社）　県内に一月一日現在で住所を有し数え八十才以上の方に、二千円、五千円の年金が支給されます。

▼老人憩の家（福）　慰安と休息と話し合いの場として、老人仲間が相寄って、碁、将棋あるいはテレビ、雑談などで一日をのんびりすごしていただきます。

川西いこいの家　川西町8―6
春日いこいの家　春日町42
三条いこいの家　三条町169
大原いこいの家　大原町23―1

▼養護老人ホーム（福）　居宅で養護することができない六十五才以上の老人を収容する施設

和風園　朝日ケ丘町53

▼特別養護老人ホーム（福）　身体の不自由なねたきり老人（六十五才以上）を収容する施設

甲寿園　西宮市甲山町　など

▼有料老人ホーム（福）　有料で一般老人の利用する施設。

朝日ケ丘有料老人ホーム　朝日ケ丘町53

このほか、芦屋市にはありませんが、**軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人保養所**などがあり、原則として芦屋市民も利用することができます。また、老人クラブ連合会などで、福祉大会、修養会、作品展示会などの多彩な催しを実施しています。

母と子の家庭に

不幸にして夫と死別したり、離婚したりして母子家庭となったおかあさんは、一家の柱となって、生活を維持しなければなりません。母子世帯となった原因は、全国的に離別、事故死が増加しています。本市の母子世帯は二百六十世帯を数え、そのうち二割程度が、生活保護世帯又はボーダーライン世帯となっています。物心両面にわたる援助が待ち望まれています。

▼母子相談員（福）　母子家庭の身上相談に応じ、その自立に必要なお世話を行っています。福祉センターでは、毎週月・火・木・金曜日に**相談コーナー**を開いています。

▼貸付金制度（福）　母子家庭が一人立ちしていけるよう各種の貸付けをします。事業をはじめるための資金、奨学資金・住宅資金・生活資金など、目的別に四十万円から月額三千円まで、償還期限も数年という貸付金制度があります

▼市の母子年金（社）　市内で一年以上居住し十八才未満の子供の母子家庭の母は、年間一万八千円の年金が支給されます。（所得制限有）

▼国の母子福祉年金（社）　二十才以後に夫と死別した妻で、中学校卒業前の子供が、二十才未満の重度の障害のある子供を養っている方が、昭和三十六年四月一日現在に母子世帯となっているか、拠出制の母子年金（「国民年金」の項参照）の保険料納付要件にたりないとき、年間三万四千八百円の年金が支給されます。

▼国の準母子年金（社）　二十才以後に夫、男子たる子（息子）、父または祖父と死別した祖母または姉で、受給要件は、母子年金と同じ。

また、**母子家庭後援会**（福）を通じて、**小口資金の貸付や身元保証**などのサービスもします。

このほか、母子家庭の子女を激励するための、**進学就職お祝い会**、**クリスマス会**などの催し物、**売店等の設置許可の優遇**（母子団体の白菊会の芦屋病院で売店を経営など）**専売品の小売販売人の指定の優遇**などがあります。

か婦の方々に

四十才以上のか婦に対して、結婚資金（五万円以内）をはじめ、母子福祉資金に準じた各種の貸付金制度があります。

【福祉機関の電話帳】

社会福祉協議会	31―2121
社会課	31―2121
福祉事務所	31―2121
福祉センター	31―2121
老人ホーム和風園	23―0485
打出保育所	22―5725
大東保育所	22―0089
はこぶね保育園	22―4862
三田谷治療教育院	22―5025

身体障害者の福祉

身体の不自由な方々に対して、できるだけハンディキャップを軽減して、人間としてふさわしい生活ができるよう福祉の増進をはからねばなりません。

身体障害者の範囲は、視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、心臓または呼吸器の各障害、肢体不自由、進行性筋い縮症の方で、身体障害者手帳の交付をうけている十八才以上の人。

身体障害者は、全国で百五万人に及び百人に一・六人の割でいることになります。芦屋市では、五百二十人おられます。

身体障害になった原因については、交通事故等後天的原因によるものが九十%弱となり、後天的原因によるものが、年々増加の傾向にあります。

▼相談コーナー（福） 更生相談福祉増進相談など、ご相談に応じます。

ところ　福祉センター

とき　第二、第四水曜日

▼身体障害者相談員（福） いろいろな更生相談に応ずるため、立派に社会復帰をとげられた身体障害者の方に相談員をお願いしています。

▼県身体障害者更生相談所（福） 神戸市垂水区にありますが、専門的に能力判定や相談業務を行なっており、定期的に巡回相談も実施しています。

▼更生医療の給付（福） 障害を軽減するための医療費の全部又は一部を給付します。

▼補装具の交付・修理（福） つえ、眼鏡、補聴器、義肢、車いす等を無料または一部負担にて交付修理いたします。

▼身体障害者家庭奉仕員（福） 日常生活を営むのに著しく支障のある方に、その身の回りの世話をします。

▼日常生活用具の給付（福） 重度障害者に対し、浴槽、便器等を無料または一部負担にて支給します。

▼市の身体障害者年金（社） 市内で一年以上居住し身体障害者手帳を有する十八才以上の方に、障害等級によりそれぞれ年間一万四千四百円～二万四千円の年金が支給されます。（障害等級四～六級の方は所得制限あり）

▼国の障害福祉年金（社） 自分で日常生活の用をすることができない程度の重度障害状態にある二十才以上の方が、昭和三十六年四月一日現在でその状態であるか、二十才以下でその状態にあった人または拠出制の障害年金（「国民年金」の項を参照）の保険料納付要件にたりないでその状態にある方に、年間四万八百円の年金を支給します。（所得制限有）

▼県心身障害者扶養共済制度（社） 心身障害者の保護者が、毎月掛金を払い込むことにより保護者に万一のことがあった場合、残された心身障害者へ月二万円の年金を支給する制度です。

▼点字・手話等の講習 福祉センター・図書館で、随時講習会を開催しています。

▼スポーツ大会（福） 健康保持機能回復、リクリエーション等を目的として、毎年、市、県、全国でスポーツ大会が開かれます。

その他、**国鉄・バス運賃の割引**（福）、**NHK受信料の減免**（福）、**自動車運転免許取得費補助**（福）、**世帯更生資金貸付**（福）**税の減免**、**点字郵便物の無料扱い**、**職業あっせん**、**指導援助**、**結婚相談**、**売店の設置**、**たばこ小売人の指定の優先的扱い**等の福祉措置があります。

施設では、各種障害別の**厚生施設**、**授産施設**あるいは**点字図書館**があり、また神戸市垂水区には、**県立リハビリテーション・センター**が建設されました。

なお、これらの施策の対象となるためには、身体障害者手帳が必要ですので、福祉事務所で交付を受けてください。

▼市の精神薄弱者年金（社） 市内で一年以上居住し重度および中度の精神薄弱と判定された十八才以上の方は、年間一万八千円・二万四千円の年金が支給されます。（中度と判定された方は、所得制限有。）

▼県心身障害者扶養共済制度 身障福祉の項参照

▼職親への委託（福） 精薄者の自立更生と社会復帰を促進するため、理解ある事業主等に預けて、生活指導や職業訓練などを行わせる制度。

その他、**職業適応訓練**、**税の減免**、**テレビの受信料の減免**などの制度があります。

施設では、**精神薄弱者更生施設**、**精神薄弱者授産施設**、**心身障害者コロニー**などがあり、十名余の市民が入所しております。

福祉センター

社会福祉団体の会議や団体会員のグループ活動などにご利用いただき、地域住民の福祉活動や生活の維持向上を図るためにつくられたもので、教養、趣味の講座、老人大学、相談活動（心配ごと相談、身障相談、精薄相談母子相談、結婚相談など）などを行なっています。（上写真は和裁講座風景）

ところ　市役所分庁舎２階

施設　会議室、修養室、作業室、集会室図書室、ロビー、事務室などがあり、８人から200人の集会ができます。

開館日時　月曜と祝日を除く毎日午前９時から午後９時まで。

利用　社会福祉協議会へどうぞ。

器楽発表をする三田谷学園のこどもたち

精神薄弱者の福祉

精神薄弱者は、精神発達とくに知能の発達が停止または遅滞しているため、社会生活に適応できず経済的、社会的に非常に不利な立場におかれています。それは、ひとり家庭の責務だけでなく、社会全体の問題として考えねばならないのではないでしょうか。

精神薄弱者とは、知能指数七十五以下で、十八才以上の人を云い全国で五十万人、二百人に一人の割合でいるとされています。芦屋市では、精薄者（児）の会「手をつなぐ親の会」があり、百十名が会員となっています。

▼相談コーナー（福） 随時、ご相談に応じていますが、福祉センターに相談コーナーを設けて、第二、第四水曜日に行っています。

▼精神薄弱者相談員（福） 精薄者の生活や更生援護について、随時、家庭訪問して相談に応じています。

▼精神薄弱者更生相談所（福） 県立のものが明石市にあり、専門的判定や、各種の相談、指導助言をしています。定期的に巡回相談活動も実施しています。

「社会福祉の増進」、これが国や市の責務であることは、いうまでもありませんが、他方、社会連帯、相互扶助の精神に基づき、住民が主体となって、自らの福祉を向上させることも、大切なことではないでしょうか。

民生児童委員　社会福祉の増進のために、熱意のある人の中から選ばれた民間の奉仕者で、各町一名づつ四十六名の方が、積極的な町づくり、奉仕活動を通じて、市の社会福祉事業に貢献されています。なお民生委員は、児童委員も兼ねています。

民生委員は、住民の悩みごとの相談、指導者を通じて、行政機関に協力するとともに、「しあわせを高める世帯更生運動」「才末たすけあい運動」「心配ごと相談所その他の自主活動を積極的におし進めています。

社会福祉協議会　地域社会において、住民が主体となり、社会福祉、保健衛生、その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加を得て、住民福祉の増進を目的とする民間の自主的な組織です。

その活動は、生活保護、老人福祉、児童福祉、母子福祉、身障者福祉、精薄者福祉、低所得者の福祉をはじめとして、同和事業、善意の運動、共同募金事業、結婚相談事業、市からの委託事業、など広範囲に及んでいます。

善意銀行　住民の善意（金銭、物品、技術、労力）の預託を受けこれを計画的に、必要とする施設などの需要者に払出す機関で、社会福祉協議会が経営しています。

みなさんの善意をお待ちしています。

共同募金　毎年十月には共同募金が行われます。昭和四十五年は二百六十五万円が集まりました。これらの浄財は、社会福祉施設や低所得者の方々や福祉に欠ける方々に適切に配分されています。芦屋市でも、善意ナベ、献血、老人肖像写真、あんま奉仕などを実施しています。

施設収容者などへの友愛慰問　老人ホームなどの施設に入所している方や、結核などで長期入院している方々に、市や社会福祉協議会からご慰問して激励しています。

心配ごと相談所　民生委員宅または福祉センターで、いつでも低所得階層の悩みごとを解決する民間の窓口として、生活上のあらゆる心配ごとの相談、指導を行なっています。

随時　専門家による相談活動も実施します。

住民参加の福祉活動

社会を中心にして、展開されています。昭和四十五年は百八十万円と物品二千二百余点が寄託され、さっそく福祉施設やお気毒な方々に配分され、大変喜ばれました。

善意の日　毎年六月一日、県民の善意高揚と社会福祉の向上を祈念すべき日として　いろいろな行事をしています。芦屋市でも、善意ナベ、献血、老人肖像写真、あんま奉仕などを実施しています。

施設収容者などへの友愛慰問　老人ホームなどの施設に入所している方や、結核などで長期入院している方々に、市や社会福祉協議会からご慰問して激励しています

心配ごと相談所　民生委員宅または福祉センターで、いつでも低所得階層の悩みごとを解決する民間の窓口として、生活上のあらゆる心配ごとの相談、指導を行なっています。

随時　専門家による相談活動も実施します。

生活保護の制度

「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」この憲法第二十五条の理念に基づき、公費によって最低生活を保障しようとするのがこの制度です。

生活保護の基準は、厚生大臣が定め、現在の平均世帯の基準は、

標準四人世帯　四万八千三百円
母子三人世帯　三万五千二百円
老人二人世帯　二万五千五百円
老人一人世帯　一万六千円

となっています。

芦屋市では、七十九世帯が保護を受給していますが（被保護世帯の占める割合は全国で最低の水準）保護の種類には、生活、住宅、教育、医療、出産、生業、葬祭の七種があります。

最近の保護の傾向としては、医療扶助が急激に増加の傾向にあり、また近年、傷病、老人など働くことが困難な世帯がふえています。

保護の申請　暮しに困っている方、すなわち、前記の保護の基準以下の収入しか確保できない世帯

低所得者の福祉

低所得者（ボーダーライン）は生活保護世帯に近い所得水準の世帯で、何か事故があれば、直ちに生活保護に転落する危険性を有しています。これらの範囲を明確にすることは困難ですが、芦屋市では、一応、生活保護基準の一・二倍以下の所得水準の世帯としています。

これを前提にして、民生委員さんがはあくしている低所得世帯は、おおよそ百世帯あります。

低所得世帯の生活の破たんを防ぎ、更生、生活向上への道として次のような施策が講じられています。

▼世帯更生資金貸付制度（福） 低利で、有利な条件で資金を借りることができ、民生委員さんによって、必要な援助・指導なども併せて行われます。

資金は、生業資金、生活資金、住宅資金、修学資金、療養資金、災害援助資金などがあり、資金によっては、最高四十万円まで貸付けが受けられます。

▼援護資金貸付制度（福） 有利な条件で、かつ、タイムリーに、有効な資金の借り受けができるよう、市でも貸付制度を実施しています。

これも、生活資金（五万円以内）をはじめ、医療資金、住宅資金などがあります。

このほか高校生に対する**修学金制度**（月三千円から五千円を支給）**交通災害共済制度の掛金一部助成**　夏と冬とに、**慰問金品**をお贈りして、激励するなどのことを行っています。

国民年金（拠出制）案内

国民年金制度は、被用者年金制度（厚生年金、各種共済組合等）に加入していない人達の老令、廃疾、死亡による生活の苦しみを防ぐために設けられた制度です。

国民年金制度は、拠出年金と福祉年金の二つの制度によってなりたっています。

拠出年金は、被保険者が一定の保険料を納め、将来の老令、廃疾死亡といった事故にあらかじめ備えておく制度です。

福祉年金は、国民年金制度ができる前にすでに老令、廃疾、死亡といった事故にあい、生活が苦しい人に給付するということを主目的にしており、本人または家族などに一定額以上の所得があるときは支給が停止されます。また、拠出年金の給付を補完（保険料の納付期間が短かいなどの理由で拠出年金の支給要件に該当しないときでも福祉年金として支給するもの）する仕組みのものもあります。したがって、拠出年金に加入する資格のある人が、もし加入しないならば、福祉年金は支給されません。

では、つぎに拠出年金のあらましについてふれてみましょう。

▼被保険者　国民年金の被保険者には、当然に加入しなければならない強制被保険者と、希望して加入する任意加入被保険者のふたつがあります。

強制被保険者は、被用者年金制度（会社、工場などに勤める人の厚生年金、官庁に勤める人の共済組合など）に加入できない人達で二十才から六十才になるまでの国民は、誰でも被保険者にならなければならないことになっています。強制被保険者に該当する人達は、該当したときから十四日以内に、市区町村の役場に資格取得の届を出していただくことになっています。

任意加入被保険者は、被用者年金制度の加入者の配偶者、被用者年金制度の老令、廃疾、死亡にともなう年金給付の受給権者とその配偶者、などは強制被保険者に該当しませんが、自分から希望して加入する道が開かれています。

▼保険料　保険料は、被保険者である期間納めなければなりません

納める方法は、国民年金印紙を国民年金手帳の台紙に貼って、市区町村長の検認を受けることになっています。本市では、集金員が三カ月毎に各戸訪問して右の事務を行なっています。保険料は、月額四五〇円ですが、生活が苦しくて保険料を納めることが困難な人達のためには、保険料免除の制度が設けられています。保険料を免除された期間分の老令年金の額は納めた場合の三分の一となりますが、将来追納して年金額を復元することができます。

また、通常の保険料のほかに、余分に納め、より多くの給付を受けたいという場合は、月額三五〇円の加算保険料を納めることができます。

▼拠出年金の給付　左表のとおり

▼加入期間の短縮　老令年金は、保険料を二十五年以上納めている場合に支給することを原則としています。しかし、制度発足当時でに一定の年令をこしていた人は六十才になるまでの期間が短かいために、つぎのような措置がとられています。つまり昭和五年四月一日以前に生まれた人は、一才きざみで加入期間が一年づつ短縮されることになっており、大正五年四月一日以前に生まれた人は、すべて十五年短縮されますので保険料を十年納めますと老令年金の受給資格ができます。

〈拠出年金の給付一覧表〉

種類＼項目	支給要件	年金の額
老齢年金	保険料納付済期間、保険料免除期間またはそれを合せた期間が25年以上ある人が65才になったときから支給されます。（昭和５年４月１日以前に生まれた人は25年の期間が、年令に応じて、10年から24年までに短縮されています。）	納付済期間25年で96,000円
通算老齢年金	保険料納付済期間、保険料免除期間またはそれを合せた期間が１年以上で、次の項のどれかに該当する人が65才になったときから支給されます。 ①被用者、年金の加入期間と合せて25年以上あること。 ②被用者、年金の加入期間が20年以上あること。 ③他の公的年金制度から老令、退職の年金が受けられること。	老齢年金の計算例により算出した額
障害年金	保険料の納付済期間または免除期間が一定期間以上（保険料納付が引き続いて最低１年以上、免除の場合は３年間。以下同じ）ある人が法律で定める程度の廃疾の状態になったときから支給されます。	同上 ただし最低保障額96,000円
母子年金	保険料の納付済期間または免除期間が一定期間以上ある妻が、夫と死別し、18才未満の子（20才未満の廃疾の子を含む。）と一緒に生活しているときに支給されます。	91,200円 （子２人目から4,800円加算）
準母子年金	保険料の納付済期間または免除期間が一定期間以上ある女性が、生計の中心者である男性と死別し、18才未満の孫または弟妹（20才未満の廃疾の孫または弟妹を含む。）と一緒に生活をしているときに支給されます。	同上
遺児年金	保険料の納付済期間または免除期間が一定期間以上ある父または母と死別し、みなし児となった18才未満の子に支給されます。	同上
寡婦年金	老齢年金の支給要件を満たしている夫と死別し、そのときまでその夫と10年以上婚姻関係が続いていたら65才未満の妻が、60才になったときから65才になるまでの間、支給されます。	老令年金の計算例により算出した額の２分の１
死亡一時金	保険料の納付済期間が３年以上ある人が、他の拠出年金の年金給付を受けることもなく死亡した場合に、一定の範囲の遺族に支給されます。	納付済期間３年以上10年未満の場合10,000円

【老令年金の計算例】（拠出期間の月数×320円）＋〔（免除期間の月数×320円）×３分の１〕

■発行　昭和四十六年六月五日■発行所　芦屋市役所　兵庫県芦屋市精道町七番六号　電話大代表31局二一二一■発行人　芦屋市長■編集　福祉事務所・社会課■印刷　オール出版印刷株式会社